

芽室町中央公民館非常発電設備等更新事業 制限付一般競争入札 実施要項

1. 事業概要

(1)事業名 芽室町中央公民館非常発電設備等更新事業

(2)対象施設 芽室町中央公民館

(3)事業内容

① 実施要項及び要求水準書に基づく実施設計業務

② 実施設計及び要求水準書に基づく非常発電設備等更新工事

(4)工期 請負契約議会議決後～令和9年3月19日

2. 入札に関する条件等

(1)入札参加者

電気工事施工企業又は電気工事施工企業で構成する共同企業体

(2)参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日(以下「基準日」という。)は、参加資格確認申請書の提出期限日とします。なお、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とします。また、次の全ての事項に該当しなければ、この入札に参加することはできません。

① 令和8年度の芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

② 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。

ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

④ 芽室町暴力団排除条例(平成25年3月26日条例第26号)に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑤ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成8年3月29日訓令第3号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 企業要件(共同企業体の場合は代表企業と構成員)

電 気 工 事 施 工 企 業	業種	電気工事一式
	建設業の許可	特定建設業者または一般建設業者であること
	経営規模等評価の総合評定値	750 点以上
	住所要件	十勝管内に本店・支店・営業所を有する者
	現場代理人	一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
	主任技術者	一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること ※現場代理人と兼任することが可能
	監理技術者	一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること

- ① 令和8年度の芽室町競争入札参加資格者名簿において、電気工事に登録されていること。
- ② 監理技術者として下記の要件を満たし、事業の開始から完了まで専任で配置できること。
 - ア 企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - イ 一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ③ 平成26年度から令和7年度までの間に公共施設の非常用発電設備及び受変電設備工事の施工実績(元請およびJV構成員での実績に限る。)が1件以上あること。なお、発注元は問わないが、提出期限日までに業務を終えていること。

(4) 実施要項等への質疑

実施要項及び特記仕様書についての質疑は、4月15日(水)17:00までに文書(任意の様式とする)により都市経営課都市経営係に提出すること。

3. 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年4月28日(火)17:00
- (2) 提出場所 総務課契約法制係